

# 第6章 みんなが安心して暮らせるゆとりあるまち

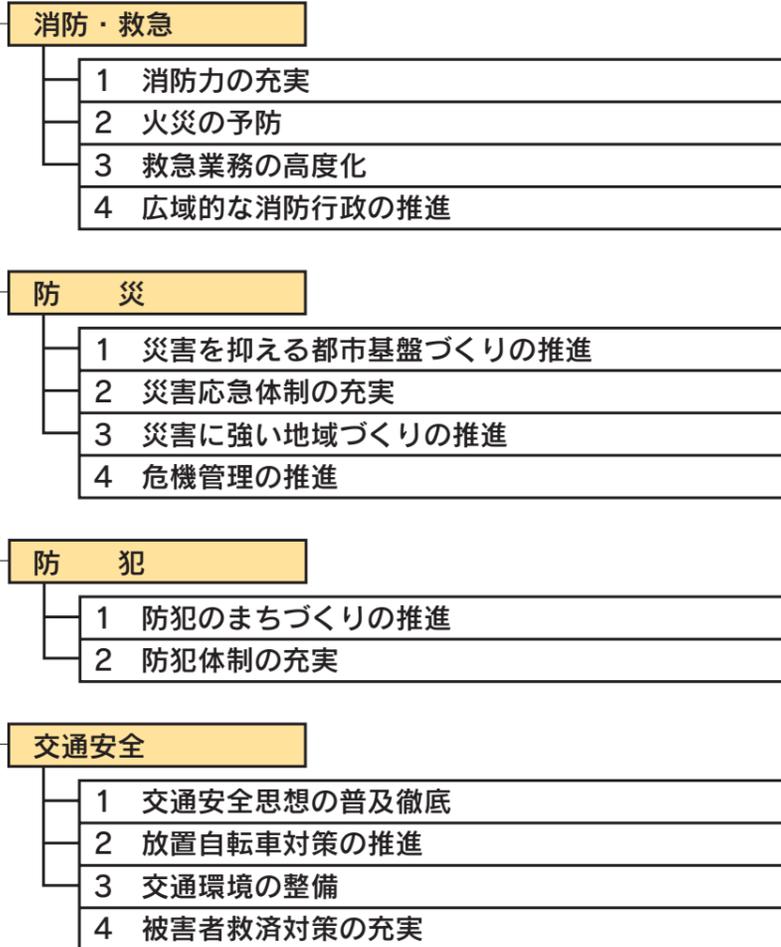
～ 安心な市民生活の確保～

都市化の進展にともない、火災や事故などの人為的な災害対策をはじめ、台風や地震などの自然災害への的確な対応が求められています。また、さまざまな犯罪が頻発する中で、地域や家庭における防犯対策の見直しも急務となっています。さらに、駅周辺の放置自転車対策や交通ルールの徹底などについても継続した取り組みが必要です。

こうした諸課題をふまえ、市では消防・救急体制を拡充するとともに、地域ぐるみで防犯・防災・交通安全対策に取り組む体制づくりや具体的な実践活動の支援を重点的に進めます。

施策の体系

みんなが安心して暮らせるゆとりあるまち（安心な市民生活の確保）



## 今後、5年間に重点的に取り組む事業

事業名	事業概要	事業費
救急救命士養成事業 (救急課)	傷病者の救命率を向上させるため、医師の指示のもとに高度な応急処置が行える救急救命士を養成するとともに、救急救命士が行う救命処置の拡大により、気管挿管や薬剤投与のできる救急救命士を育成し、メディカルコントロール*体制の充実に取り組みます。	百万円 39
	事業期間 平成4年度～（継続事業）	
学校受水槽 災害用緊急遮断弁設置事業 (危機管理課)	災害時の非常用飲料水を確保するため、避難場所に指定されている小・中学校の給水設備(受水槽)に緊急遮断弁、給水用蛇口などを計画的に設置します。 震度5以上の地震が発生すると遮断弁が作動します。	百万円 20
	事業期間 平成9年度～（継続事業）	
地域安全活動推進事業 (防犯対策室)	「安全で安心なまちづくり」を推進するため、地域において、防犯キャンペーンや防犯教室などを開催し、市・警察・市民が一体となって、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりに取り組みます。	百万円 3
	事業期間 平成17年度～（継続事業）	

※事業費は5年間の概算予算額で、財政状況によって変動する場合があります。

## 分野別の主な計画

計画の名称	計画の内容	ページ
所沢市地域防災計画 [震災対策編] [風水害等対策編] (危機管理課)	住民の生命、身体、財産を保護するため、災害時において行政をはじめとする防災関係機関の連携により、総合的かつ計画的な防災体制を整備し、迅速に防災施策を推進します。	P92～93 2節「防災」
	計画期間 平成11(1999)年度～	

\*メディカルコントロール……医学的観点から、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質(救命効果の向上)を保障すること。

# 第1節 消防・救急

## 現況と課題

### ◆現況

都市化の進展にともない、市街地の拡大や高層化が進む中、災害の態様も複雑、多様化しています。

また、地震などの大規模な自然災害やテロなどの特殊災害への対応は、消防・救急の業務を複雑多岐に変化させています。

本市では、こうした状況をふまえ、市民の生命と財産を災害から守るため、消防車両や資機材の整備を行うとともに、救急救命士の計画的な養成をはじめとする救急体制の充実や、住宅・事業所における防火対策の強化に取り組んでいます。

### 【主な取り組み】

- 救急救命士を計画的に養成し、メディカルコントロール体制の充実に取り組むことにより、救命率は全国平均をはるかに上回っています。
- 救急救命士と高規格救急車を、すべての消防署・分署に配備しました。
- 火災予防の強化策として、法令違反対象物に対する厳正な対応をはかるため、査察指導員の育成を計画的に進めています。
- 近隣自治体の消防組織との連携を深めるため、各種講習会等の合同開催や、研修・交流を目的とした職員の相互派遣を行いました。

### ◆課題

- 建物の高層化や自然災害、テロ災害への対応力の強化
- 消防施設、消防車両・資機材の整備充実
- 住宅用防災機器の普及
- 査察、違反是正に関する専門員の育成
- 救急活動における質の向上
- 救急件数増大にともなう出場体制の強化
- 消防団活動の充実

### ■心肺停止傷病者の1ヶ月生存率

	所沢市		全 国	
	H14年	H15年	H14年	H15年
心肺停止傷病者数	136人	163人	91,691人	94,845人
1ヶ月生存者数	8人	8人	3,225人	3,512人
生存率	5.88%	4.91%	3.51%	3.70%
社会復帰者数	3人	6人	—	—

資料：消防本部（※全国の社会復帰者データはありません）

## 基本方針

- 施設や車両・装備の整備、充実に取り組めます。
- 消防団の活性化を進めます。
- 住宅防火対策や放火対策等の施策を充実・強化します。
- メディカルコントロール体制を充実させ、救命率の向上に取り組めます。
- 近隣消防組織との広域消防行政を推進し、消防力の強化に取り組めます。

### ■救急救命士の養成状況（資格取得者数）

年 別	養成人数	累計人数
平成4年～10年	9人	9人
平成11年	2人	11人
平成12年	4人	15人
平成13年	1人	16人
平成14年	4人	20人
平成15年	2人	22人
平成16年	3人	25人
平成17年	3人	28人

資料：消防本部

## 計 画

### 1. 消防力の充実

- (1) 消防施設の設備・充実  
多岐にわたる消防業務の中で、市民の生命と安全を守る防災拠点として、消防署などの消防施設を整備・充実します。
- (2) 消防通信体制の充実  
災害情報を迅速・的確に受信して指示伝達するとともに、防災機関との連絡や市民に適切な医療情報を提供するため、消防通信体制を充実します。
- (3) 消防車両・装備の充実・強化  
複雑多様化する災害に対応するため、消防車両・資機材などの近代化や隊員の安全確保のための個人装備を充実します。
- (4) 消防総合訓練施設の整備  
消防職・団員や各事業所の自衛消防隊等が訓練できる施設や、市民が災害の疑似体験できる総合訓練施設を整備します。

- (5) 消防水利の充実  
既存の水利設置状況を考慮し、消化栓・防火水槽の整備を計画的に進めます。
- (6) 資機材の整備と救助隊員の育成  
大規模災害への救助応援や複雑多様化する救助事案に対応するため、資機材を整備するとともに、救助隊員の育成に取り組めます。
- (7) 消防団の整備・充実と活性化  
老朽化が進んでいる消防団詰所や車両の更新・整備を進めるとともに、地域に密着した消防団の活性化に取り組めます。

### 2. 火災の予防

- (1) 住宅防火の推進  
防火意識の高揚をはかるため、住宅防火診断のより一層の充実と住宅用防災機器や防災物品などの普及を進めます。
- (2) 予防査察体制の強化  
小規模雑居ビルや多数の人が出入りする建物、病院・老人福祉施設など自力避難が困難な人を収容する施設などを中心に査察を実施し、法令違反の是正に積極的に取り組めます。
- (3) 防火管理体制の充実  
防火管理者の育成及び指導を通じ、火災の初期における適切な行動の重要性を啓発するとともに、一定の期間を経過した防火管理者に再講習を行う制度を導入します。
- (4) 危険物等安全指導の充実  
危険物取扱者の指導を徹底し、危険物の貯蔵・取り扱いにおける安全対策を強化します。

- (5) 火災原因調査の充実  
調査指導員の育成と調査機器の整備を進め、火災原因の究明率向上に取り組めます。

### 3. 救急業務の高度化

- (1) メディカルコントロール体制の充実  
医学的観点から、救急救命士等の救急隊員が行う応急処置等の適正化及び高度化に取り組めます。
- (2) 救急車両・資機材の充実  
救命率向上のため、重度傷病者搬送時に救急救命処置が行える高規格救急車及び資機材を整備します。
- (3) 市民への応急手当の普及  
怪我人や急病人がでた場合に、その場で適切な処置ができるための講習会を継続し、充実をはかり、応急手当の普及と啓発に取り組めます。
- (4) 救急隊員の教育の充実  
救急隊員の基礎教育及び再教育体制を確立し、適切な応急処置等の充実に取り組めます。

### 4. 広域的な消防行政の推進

- (1) 広域行政の推進  
近隣市との間で災害発生時の出場体制の強化等、市民サービスの向上に向けた広域行政に取り組めます。
- (2) 消防広域応援体制の充実  
大規模災害時の救援や復旧に関し、近隣市等の相互応援体制の充実をはかるとともに、彩の国レスキュー隊や緊急消防援助隊に関する体制の整備を進めます。

## 5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
住宅火災の焼損面積	866㎡(H16)	823㎡以下(H22)
【説明】 住宅防火対策の成果を測る指標です。 現状値は、建物火災に占める住宅火災の焼失面積で、平成10～16年度までの年平均値です。 目標値は、現状値から縮減率5%をめざします。		
心肺停止傷病者の1ヶ月生存率	8.5%(H16)	10%以上(H22)
【説明】 救急医療体制の水準を示す指標です。 現状値は、救急隊が医療機関に搬送した心肺停止傷病者のうち、1ヶ月後に生存が確認できた人の割合で、平成16年度の実績値です。目標値は10%以上をめざします。		

\*彩の国レスキュー隊……埼玉県内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動のため、知事の指示により派遣される救助隊。現在、県内の14消防本部から55隊が登録されており、当市でも4隊が登録されている。  
\*緊急消防援助隊……国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等のため、国(総務省消防庁)からの指示・求めにより派遣される救助隊。現在、全国で2千余隊が登録され、当市でも8隊が登録されている。

## 第2節 防 災

### 現況と課題

#### ◆現況

昨今、世界や日本各地における地震の発生にともない、本市を含む南関東地方では、南関東直下地震をはじめ、東海地震の発生が懸念されています。

また、地球規模的な異常気象により、甚大な被害をもたらす自然災害の発生や、市民生活を脅かす事件・事故などの緊急事態に対する社会不安も高まっています。

こうした状況の中で、本市では、避難場所の整備をはじめ、災害時の市民への情報伝達や、災害弱者と呼ばれる高齢者・障害者等への支援体制の構築などにつとめています。

#### 【主な取り組み】

- 自然災害や緊急事態に対応するため、平成17(2005)年4月、危機管理課を設置し、総合的な危機管理体制の整備を進めています。
- 地域からの防災対策を強化するため、自主防災会の組織化を推進しています。
- 地域や関係団体と協働した総合防災訓練を計画的に実施しています。
- 広域的な相互応援体制の充実を進めています。
- さまざまな緊急事態に対応するための「所沢市危機管理指針」を、平成18(2006)年3月に策定しました。

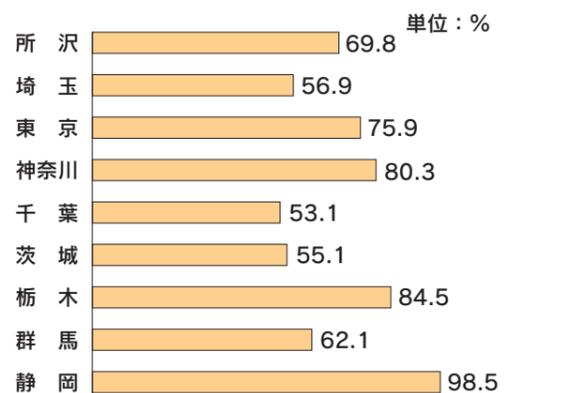
#### ◆課題

- 災害を抑える都市基盤づくりの推進
- 個人の災害対応力の向上
- 災害時要援護者(災害弱者)対策の推進
- 情報伝達システムの強化
- 防災意識の啓発と防災ボランティアの育成
- 自主防災会の強化と活性化
- 地域を基盤とした危機管理体制の充実

### 基本方針

- 防災計画を見直し、災害時の情報連絡体制や避難路・避難場所等の整備を進めます。
- 災害時要援護者(災害弱者)をはじめ、被災者の支援体制の整備に取り組みます。
- 災害時の救援受け入れ体制を充実します。
- 自主防災会の充実、強化を進めます。
- 「所沢市危機管理指針」に基づき、緊急事態に対する体制整備に取り組みます。

#### ■自治会・町内会における自主防災組織の組織率(平成17年4月)



出典：消防白書(H17)



総合防災訓練(応急処置)

## 計 画

### 1. 災害を抑える都市基盤づくりの推進

- (1) 防災組織・計画の充実  
「所沢市地域防災計画」の見直しをはかり、防災対策の再構築に取り組むとともに、防災ガイドマップ等の作成を進めます。
- (2) 避難路・避難場所等の整備  
災害時に安全に避難できるように避難路、避難場所の整備を進めます。
- (3) 災害に強い住環境の整備  
建物の倒壊や火災の延焼を防ぐため、木造住宅簡易耐震診断の充実を進め、密集市街地の改善及び拡大防止に取り組みます。

### 2. 災害応急対策の充実

- (1) 情報連絡体制の構築  
災害が発生するおそれのある時や、災害発生時における情報の連絡体制の構築に取り組みます。
- (2) 被災者支援の充実  
被災者の支援対策として、防災備蓄倉庫の整備及び応急物資等の備蓄を充実します。
- (3) 災害時要援護者(災害弱者)対策の推進  
災害時に適切な行動をとることが困難な高齢者、乳幼児、傷病者及び身体障害者などに対する支援対策に取り組みます。
- (4) 相互応援体制の強化  
大規模災害発生時に迅速で的確な災害活動をはかるため、他県との相互応援体制を構築するとともに、事業者との協力体制を充実します。

- (5) ボランティア等の受け入れ体制の確立  
関係団体等と連携をはかりながら、大規模災害発生時におけるボランティア等の協力に対し、迅速な対応が講じられるよう体制づくりに取り組みます。

### 3. 災害に強い地域づくりの推進

- (1) 自主防災会の充実・強化  
自主防災育成講演会、講習会を実施し、自主防災会を充実・強化します。
- (2) 災害に対する意識向上の推進  
総合防災訓練や自主地域防災訓練等を見直すとともに、出前講座などを活用し、子ども世代から防災意識の啓発と災害対応能力の向上に取り組みます。  
また、ホームページを活用し、防災情報の発信や啓発パンフレットの作成に取り組みます。

### 4. 危機管理の推進

- (1) 危機管理指針に基づく緊急対応の具体化  
市民生活を脅かす事件・事故等の緊急事態に対処するため、緊急対応の具体化に取り組みます。
- (2) 緊急事態における情報の収集と共有化の構築  
緊急事態発生時における早期の情報収集及び関係機関との情報の共有化に取り組みます。
- (3) 緊急事態対応体制の整備  
有事の際など、市民の避難誘導、市民生活の復旧等の基本的な事項を定め、国・県との連携に基づき体制整備に取り組みます。

## 5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
災害に対して不安を感じている市民の割合	20.3%(H15)	現状値より減少(H22)
【説明】 災害対策全般への取組状況を測る指標です。現状値は、市民意識調査(H15)の設問「居住地域での満足度」で「災害に不安を感じている」と回答した人の割合です。目標値は、現状値より減少させることをめざします。		
指定避難場所(学校)の飲料水確保率	68.1%(H16)	100%(H22)
【説明】 防災対策の取り組みを示す指標です。現状値は、指定避難場所(学校)の飲料水を確保するための「緊急遮断弁」の設置率で、平成16年度の実績値(32校)です。全小中学校への設置を目標とします。		

## 第3節 防 犯

### 現況と課題

#### ◆現況

全国の犯罪発生件数は、平成14(2002)年までは増加していましたが、平成15(2003)年から減少に転じています。しかし、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースも増加していることから、犯罪に対する市民の不安は解消していません。

このため本市では、犯罪を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができるよう、警察や防犯団体、地域住民と協働して、地域安全活動の推進に取り組んでいます。

また、広報や市ホームページ等を通じた防犯情報の提供、防犯講習会や街頭キャンペーンなどの啓発活動などを実施し、防犯意識の高揚につとめています。

#### 【主な取り組み】

- 防犯対策の充実をはかるため、平成17(2005)年4月、防犯対策室を設置しました。
- 電気・ガス事業者と「防犯のまちづくりに関する協定」を結び、犯罪の目撃や不審者の情報などを警察や関係部署に通報する協力体制を整えました。
- 各地域で、自主的な防犯パトロール活動に取り組んでいます。
- 地域の要望をふまえ、防犯灯の設置を進めています。

#### ◆課題

- 「地域の安全は地域で守る」の観点から、防犯パトロールなどの一層の充実
- 市民の防犯に対する意識高揚
- 警察や防犯関係団体、地域住民と協働による地域安全活動の推進

#### ■市内の犯罪発生件数

(単位：件)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成12年	39	281	5,058	39	19	1,075	6,511
平成13年	39	191	5,791	33	20	967	7,041
平成14年	43	226	5,737	94	32	1,070	7,202
平成15年	67	223	5,707	110	87	1,337	7,531
平成16年	52	210	5,568	164	25	1,317	7,336
平成17年	34	194	4,556	235	17	1,111	6,147

資料：所沢警察署(平成17年は暫定数)

### 基本方針

- 地域住民と協力し、地域安全活動に取り組み、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを進めます。
- 市、警察、市民の連携による協力体制を形成します。
- 市民の防犯意識の高揚につとめます。
- 子どもを犯罪被害から守ります。

#### ■市民の防犯対策に対する満足度

単位：%

	平成10年	平成15年
非常に満足	1.3	0.9
どちらかといえば満足	4.6	3.8
普通である	44.1	37.9
どちらかといえば不満足	17.7	22.9
非常に不満足	11.9	16.6
わからない・無回答	20.4	17.9

出典：市民意識調査(H10,H15)

## 計 画

### 1. 防犯のまちづくりの推進

#### (1) 地域安全活動の支援・充実

防犯・暴力団排除活動などの推進をはかるため、防犯関係団体を積極的に支援します。また、自治会・町内会を中心に、地域に根ざした地域安全活動の充実に取り組みます。

#### (2) 防犯意識の高揚

犯罪の未然防止をはかるため、市、警察、防犯関係団体、事業者が連携し、防犯キャンペーン活動や広報活動、防犯講習会などを通じて、防犯意識の高揚に取り組みます。

#### (3) 安全な都市環境の整備

学校、道路、公園、駐車場、駐輪場など、公共空間の環境整備にあたっては、街路灯の整備をはじめ、防犯性や安全性に配慮したまちづくりを進めます。

### 2. 防犯体制の充実

#### (1) 協力体制の形成

市・警察を中心に、市民、地域、各種防犯団体などが相互に連携して、円滑で効果的な防犯協力体制の形成に取り組みます。

#### (2) 犯罪情報の提供

地域が必要としている犯罪情報を多様な広報媒体を通じて提供することに取り組みます。

#### ■侵入窃盗の発生件数

(単位：件)

	埼玉県		所沢市	
	H16	H17	H16	H17
空き巣	11,635	9,948	399	361
忍び込み	2,542	2,254	79	59
居空き	613	534	29	13
その他	7,959	6,675	424	211
合計	22,749	19,411	931	644

資料：所沢警察署(平成17年は暫定数)

※「空き巣」とは、家人等が不在の住宅に侵入し、金品を盗むこと。  
 ※「忍び込み」とは、夜間、家人等の就寝時に住宅に侵入し、金品を盗むこと。  
 ※「居空き」とは、家人等が昼寝、食事等をしているときに屋内に侵入し、金品を盗むこと。



地域の防犯パトロール活動

## 5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
侵入窃盗犯罪の発生件数	644件(H17)	現状値より減少(H22)
【説明】 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりをめざす安全対策の有効性を測る指標です。現状値は、市内の窃盗犯罪のうち、空き巣や忍び込みなど家屋に侵入した犯罪の平成16年度の年間発生件数です。目標値は現状値より減少させることをめざします。		
自主防犯パトロール活動に取り組んでいる団体数	59団体(H17)	180団体(H22)
【説明】 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの取組状況を示す指標です。現状値は、自主防犯パトロール活動に取り組んでいる、自治会・町内会・グループ等の団体数で、平成16年度の実績です。目標値は現状値の3倍強をめざします。		

## 第4節 交通安全

### 現況と課題

#### ◆現況

市内の交通事故死傷者の数は、毎年約3千人にのぼり、交通ルール違反による事故や、高齢者の歩行中、自転車乗用中の交通事故が増加しています。

このような状況から、交通事故の増加に歯止めをかけ、安全な交通環境を築き上げるため、本市では地域や警察と連携をはかりながら、高齢者、障害者、児童生徒など交通弱者の安全性に配慮し、カーブミラーや標識などの交通安全施設を整備しています。また、交通安全教育をはじめ、各種の交通安全活動を通じて、広く市民に交通安全思想の啓発をはかっています。

さらに、駅周辺の放置自転車対策として、自転車放置禁止区域の指定とあわせ、自転車駐車場の整備を進めるとともに、歩行者の通行を妨げる放置自転車の撤去活動を実施しています。

#### 【主な取り組み】

- 東所沢第4自転車駐車を平成13(2001)年度に、下山口駅第3自転車駐車を平成17(2005)年度にそれぞれ開設し、公共の自転車駐車場の設置数は35ヶ所になりました。
- 幼児や児童生徒を対象とした「交通安全教室」を継続的に実施し、交通安全思想の啓発につとめています。
- 春と秋の交通安全週間を中心に、キャンペーンや啓発活動を計画的に実施しています。
- 交通安全指導員48名により登下校時の児童生徒の安全確保と交通指導を実施しています。

#### ◆課題

- 交通安全意識の啓発
- 駅周辺の交通安全対策
- 自転車利用者のモラル向上
- 自転車の放置防止や自転車駐車場の確保
- 高齢者の交通事故防止
- 信号機やカーブミラー、標識などの交通安全施設の充実
- 歩行者、自転車利用者の安全確保

### 基本方針

- 地域や警察と連携し、交通ルールの遵守や交通安全意識の向上につとめます。
- 歩行者・自転車利用者の誰もが安心して通行することができるよう、道路や交通安全施設の整備を進めます。
- 鉄道駅周辺の自転車などの放置対策として、自転車放置禁止区域の指定・拡大とともに、自転車駐車場の整備を進めます。

#### ■放置自転車の撤去及び返還状況

	14年度	15年度	16年度
撤去台数	12,659台	12,052台	15,322台
撤去回数	137回	172回	245回
1回当たりの撤去台数	92.4台	70.1台	62.5台
返還率	59.3%	60.0%	64.5%

資料：交通安全課

#### ■市内の交通事故死傷者の年齢層別発生状況

(単位：人)

	中学生以下	高校生～39歳	40～59歳	60歳以上	計
平成15年	252	1,508	726	431	2,917
平成16年	259	1,492	740	465	2,956

#### ■市内の歩行者および自転車事故の年齢層別発生状況

(単位：人)

	中学生以下	高校生～39歳	40～59歳	60歳以上	計
平成15年	197	415	208	235	1,055
平成16年	198	399	227	252	1,076

資料：埼玉県警察本部「所沢市の交通事故発生状況」

### 計 画

#### 1. 交通安全思想の普及徹底

- (1) 生涯にわたる交通安全教育の充実  
交通社会に参加するすべての人々が交通ルールの遵守と交通マナーの実践ができるよう、生涯にわたり、交通安全教育に取り組みます。
- (2) 広報活動の充実  
一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、行動できるよう、さらに広報・啓発活動を充実します。

#### 2. 放置自転車対策の推進

- (1) 自転車駐車場の整備  
放置自転車の解消や環境対策としての自転車利用の推進をはかるため、自転車駐車場の整備を推進します。また、鉄道事業者に対して用地の提供などを積極的に要請します。
- (2) 自転車の放置防止に関する啓発指導  
自転車利用者に対しモラルの啓発活動を行うとともに、放置自転車の撤去を適切に実施し、放置自転車を解消します。

#### 3. 交通環境の整備

- (1) 円滑な交通の確保  
警察など関係機関と連携し、適正な交通規制を推進するとともに、違反駐車に対する取締りの強化を要請するなど、円滑な交通を確保します。

- (2) 交通安全施設等の整備  
高齢者や障害者、児童生徒などの安全性に配慮し、交通量、道路幅員・形態など、道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を進めます。

#### 4. 被害者救済対策の充実

- (1) 交通災害救済事業の充実  
交通災害からの社会的自立を支援するため、交通遺児手当・奨学金などの制度を充実します。また、市民の互助制度としての交通災害共済を充実し、加入者の拡大につとめます。
- (2) 交通事故相談の充実  
多様化・深刻化する相談に対し、関係機関・団体との連携を深め、迅速かつ適切な解決につとめます。



自転車駐車場(新所沢駅西口)

### 5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
駅周辺の自転車駐車場の収容可能台数	24,469台(H17)	30,000台(H22)
【説明】 放置自転車対策の取組状況を示す指標です。 現状値は、平成17年度の自転車駐車場の収容可能台数です。目標値は現状値の20%増をめざします。		
交通災害共済の加入率	26.6%(H16)	30%以上(H22)
【説明】 交通被害者への救済対策の取組状況を示す指標です。 現状値は、市民誰もが手軽に加入できる交通災害共済の平成16年度加入率です。目標値は、交通安全意識の啓発を進めながら、助け合いの制度として加入率30%以上をめざします。		